

第2回定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成29年8月31日(木)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室
- 3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回第1回定例教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

- 議案第3号 藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の制定について
議案第4号 藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の制定について

(1) その他

- ・ 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書(案)について
- ・ 学校給食費の滞納対策について

- 4 出席者
教育長 多田 実
委員 藤本 英生
委員 桑野 聡史
委員 三宅 義雅
委員 吉原 孝
- 5 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長
柏原市教育委員会事務局 教育部次長兼学務課長
- 6 事務局出席者 給食課長
給食課長代理
給食課主幹
- 7 学校給食組合事務局出席者 局長兼総務課長
総務課長代理

午前9時58分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長

皆様おはようございます。本日は朝少し涼しかったものの、また暑くなってきました。大変暑い中、お越しいただきましてありがとうございます。また、平素は組合教育委員会、給食センターに何かとご協力、ご尽力いただきましてありがとうございます。私、この4月より組合教育委員会給食課長として参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは開会に先立ちまして傍聴人の件ですが、本日出席者はおられないということをご報告させていただきます。それから教育委員の皆様方におかれましては全員出席させているということで、組合教育委員会が成立ということをご報告させていただきます。

それでは早速ですが資料の確認をさせていただきます。まず招集告示、その次に次第、そして第1回定例教育委員会の会議録、ご審議いただきます資料1 藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の案でございます。資料2 といたしまして当組合個人情報保護条例の案、資料3、最後になりますが、教育委員会の点検評価に関する報告書ということで案を付けさせていただきます。次第には、その他ということで学校給食費の滞納対策のご報告も併せてさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

給食組合ですが、本日はカーテンをあえて開けさせていただきました。給食の調理自体は9月5日からを予定しております。学校は明日から始まるかと思いますが、現在は少し静かな状況です。パート調理員が夏休みでしたが8月21日より出勤してきて、2学期の給食に向けて整備、清掃も含めまして調整等を行っています。非常にこの調理施設の中は暑いです。7月、8月ずっと見っていますが、かなり過酷な状況になっています。そのような中で、この給食センター、給食施設をどのように方向付けていくかを考えているところでございます。その辺もまたこれからご相談させていただくことも多々あるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そうしましたら会議に入らせていただきます。教育長、よろしくお願ひいたします。

○教育長

改めまして、おはようございます。公私お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。先ほども事務局からありましたように、厳しい暑さがずっと続いていますが、皆様におかれましては元気なご様子でなによりと思っております。また、今もありましたが、学校では明日から新学期と、9月5日からは給食が再開されるということでございます。2学期も安全安心な給食作りを、本当に緊張感を持って取り組んでいかなければならないとそのように思っているところでございます。

さて本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜ります

ようお願いします。

それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の会議録の署名委員でございますが、糸野委員よろしく願いいたします。

○教育委員

はい。よろしくお願いします。

○教育長

次に、前回の第1回の定例教育委員会会議の会議録でございますが、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。ご承認ということで承ります。

それでは次第に従って進めてまいります。まず一点目、お手元の会議次第の(1)議決事項、議案第3号「藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の制定について」、資料1でございます。それから議案第4号「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の制定について」、資料2でございます。それぞれ関連する部分もあろうかと思っておりますので、一括審議ということをお願いしたいと思っております。

それでは事務局より説明をよろしく願いいたします。

○給食課長

ありがとうございました。それでは(1)議決事項について、議案第3号、第4号を一括してご審議いただけたらと思っております。

議案第3号の「藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の制定について」、議案第4号「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の制定について」でございます。学校給食組合では平成29年11月17日に開催予定の組合議会第2回定例会におきまして、この二つの条例案の提出させていただくことを予定しております。関連する条例につきまして、藤井寺市では平成11年10月、それから柏原市におきましては平成13年4月より同様の条例を施行しておられます。その中で教育委員会も実施機関の一つとして、同両条例の対象となって運用されているところでございます。一方、本組合の教育委員会におきましては、組織を設置して以降におきましても学校給食に特化した自治体であるからかもしれませんが、これまで同法二つの条例案にかかるような情報公開請求や個人情報の保護に関する問い合わせ等々の事案

がなく、法の定める規定のみを遵守しているという状況でございました。しかしながら、全国的に関心が高まりつつあります学校給食を含めました安全安心に関わる食中毒の事案やアレルギー問題、また本日も議題にあがっております学校給食費の滞納問題など、学校給食を取り巻く環境も変化してきておりまして、情報管理につきましても、適正に対応しなければならない状況にありますことから、今般、組合教育委員会としまして情報公開、それからまた個人情報の保護のより一層の適正な運用が必要であると考えに至ったものでございます。両条例の対象としておりますのは、学校給食組合におきましてはすべての機関、管理者、教育委員会、公平委員会、監査委員及び議会ということになります。そのため組合教育委員会におきましても、情報公開制度に関する事及び個人情報保護制度に関する事を教育委員会の権限に属する事務として位置付けられることとなります。そして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第29条におきましては、地方公共団体の長は歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には教育委員会の意見をきかなければならないと規定されておりますので、今回11月の組合議会に先立ちまして、この組合教育委員会でお諮りをさせていただきたいと思っております。皆様に事前にお渡しさせていただいております組合教育委員会の両条例案につきましても、藤井寺市の条例を基礎にしておりまして、柏原市の条例も参考にさせていただいているものでございます。それではご審議をよろしく願います。

○教育長

今、提案理由等を課長から説明いただきました。条例案の内容について、ご説明いただけますか。

○給食課長

はい。それでは条例案につきまして簡単にご説明させていただきます。なお組合におきましては教育委員会も含めまして、条例、議会にかかる案件につきましては組合の総務課で担当をさせていただいております。本日、皆様方の横手に学校給食組合の総務課も出席をさせていただいております。総務課の課長代理より条例案についてご説明をさせていただきますので、よろしいでしょうか。

○教育長

それでは課長代理、どうぞよろしく願います。

○総務課長代理

本組合の総務課長代理でございます。よろしく願います。それでは私から本日の教育委員会会議に提出させていただいております条例案件のご説明をさせていただきます。

先ほどご説明がありましたように、本学校給食組合では本年11月17日に開催予定の組合議会第2回定例会におきまして情報公開条例及び個人情報保護条例の提出を予定しております。情報公開条例につき

ましては、市民の側から実施機関の持っている情報の公開を請求できる仕組みを条例上の権利として定めることにより組合行政の透明性を確保することを目的とするものでございます。また個人情報保護条例につきましては、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とするものでございます。

それでは例案の内容につきまして、その主な概要をご説明申し上げます。資料1をお開き願います。まず「藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の制定について」でございます。

第1章は、第1条から第4条までにおいて総則規定を設けております。その中で第1条では組合の機関が保有する情報を広く公開することにより、組合行政の透明性を確保することを目的としております。第2条は定義規定でございます。第1号ではこの条例の対象となる実施機関は組合教育委員会を含めまして組合のすべての機関であることを明記してしております。第2号ではこの条例の対象となる情報は実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものとしております。第3号では情報の公開は実施機関が情報を閲覧等に供し、又はその写しを交付することとしております。第3条は実施機関の責務を定めており、第1項におきましてこの条例は実施機関が保有する情報は最大限度に公開するという理念に基づいて解釈し運用しなければならないという解釈規定を設けております。第4条は利用者の責務として情報の公開によって得た情報を第三者の権利利益を侵害することのないよう適正に使用しなければならないと規定してあります。

次の第2章は情報の公開につきまして、第5条から第15条までに規定してあります。このうち第5条は公開請求権を定めるもので、何人も情報の公開を請求することができることとしてあります。第6条第1項では個人情報など一定の場合に公開してはならない情報、すなわち非公開情報について規定し、第2項では存否応答拒否についての規定を設けてあります。このほか非公開情報が記録されている場合について、第7条で部分公開、次の第8条で裁量的公開の規定を置いてあります。第10条第1項では公開決定等の期限につきまして、原則として公開請求を受理した日から15日以内としてあります。その他、この章では公開請求の手続、公開の実施、事案の移送、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続規定を置いてあります。第15条では情報の記録の写し等の作成や送付に要する費用の負担について定めてあります。

次の第3章は審査請求についての規定でございます。このうち第17条は公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求について定めてあります。実施機関の審査庁は、この審査請求があったときは原則として審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならないこととしてあります。

次の第4章の藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開審査会では、第18条から第25条まで規定してあります。第18条は審査庁の諮問に応じて調査審議するため、藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開審査会を設置することとしてあります。この審査会は情報公開に関し識見を有する者5人以内で組織することとしてあります。また、この審査会は審査請求に対する調査審議のほか、情報公開制度に関する重要事項について実施機関に申し出ることができることとしてあります。第19条では審査会の調査権限について

規定しております。この審査会には調査権限として、審査庁に対し審査請求に係る情報の提示を求めることができる等としております。第20条では意見の陳述、第21条では意見書等の提出、第22条では委員による調査手続、第23条では提出資料の閲覧について、それぞれ調査審議の手続についての規定を置いております。また第24条では審査会が行う調査審議の手続は非公開とし、第25条では諮問に対する答申をしたときは答申の内容を公表することとしております。

次の第5章の補則につきましては、第26条から第29条まででございますが、この章につきましては情報の適切な管理や他の制度との調整、この条例の運用状況の公表等につきまして規定しております。

なお附則第1項によりまして、この条例の施行日を平成29年12月1日からとしており、附則第2項ではこの条例の適用を受けるのは施行日以後に作成又は取得した情報としておりますが、それ以前の情報につきましても整理が終了した情報から適用することとしております。

以上、簡単な説明ではございますが情報公開条例案のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして資料2をお開き願います。「藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の制定について」でございます。

第1章は、第1条から第4条までにおいて総則規定を設けております。その中で第1条では個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的としております。第2条は定義規定でございます。この中で第4号においてこの条例の対象となる実施機関は、組合のすべての機関であることを明記しております。第3条では実施機関の責務を、第4条では市民の責務を、それぞれ規定しております。

次の第2章では第5条から第12条までにおいて、個人情報の適正な取扱いについて定めております。第5条では個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ届け出なければならないこととしております。第6条では個人情報を収集するときは目的を明らかにし、目的達成のために必要な範囲内で原則として本人から収集しなければならないこととしております。また第4項には思想、信仰、信条に関する情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を原則として収集してはならないこととしております。第7条では利用及び提供の制限として、個人情報を収集した目的以外に利用することや通信回線により結合した電子計算機を用いて個人情報を提供すること等を原則として禁止しております。次の第8条は特定個人情報の利用の制限について、また第9条は情報提供等記録の利用の制限について、実施機関はそれぞれ利用目的以外の目的のために自ら利用してはならないこととし、第10条ではその提供についても制限しております。第11条では保有個人情報の適正な管理について定め、第12条では個人情報取扱事務の処理を実施機関以外のものに委託する場合の措置について定めております。

次の第3章は、個人情報の開示、訂正及び利用停止について規定しております。このうち第1節は第13条から第22条までにおいて開示について定めております。第13条は開示請求権として、何人も自己

に係る個人情報の開示の請求をすることができると定めております。第14条は開示請求者以外の者に関する保有個人情報など、一定の場合に開示しないことができる保有個人情報について規定しております。第15条では部分開示等について、第16条では裁量的開示について、第17条では存否に関する情報についての取扱いを定めております。第18条は開示請求の手続ですが、情報公開と異なり自己が正当な請求権者であることを証明するために必要な書類を提出又は提示することを求めています。第19条では開示等決定は原則として開示請求を受理した日から15日以内に行わなければならないこととしております。第20条では第三者保護に関する手続について、第21条では開示の実施について、それぞれの手続規定を置いております。第22条では保有個人情報の記録の写し等の作成や送付に要する費用の負担について定めております。次の第2節は第23条から第26条までにおいて訂正について定めております。第23条は訂正請求権として、何人も自己に係る個人情報について事実に関する誤りがあると認めるときは訂正の請求をすることができると定めております。第24条では訂正請求の手続を、第25条では訂正請求に対する決定等を、それぞれ第1節の開示の規定に準じて定めており、第26条では訂正の実施をした場合の情報提供先等への通知について定めております。次の第3節は第27条から第29条までにおいて利用停止について定めております。第27条は利用停止請求権として、何人も自己を本人とする保有個人情報がこの条例の規定によらないで目的外利用又は外部提供がされていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができると定めております。第28条は特定保有個人情報の利用停止請求権として第27条と同様の規定を定めております。第29条では利用停止請求の手続について定めております。

次の第4章は第30条及び第31条において審査請求について定めております。この章では第13条の開示請求、第23条の訂正請求、又は第27条の利用停止請求について審査請求があったときは審査庁は原則として審査会に諮問しなければならないこととしております。また、審査会は諮問があった日から60日以内に答申するよう努めることとし、答申を受けた審査庁はこれを尊重して速やかに裁決を行わなければならない旨を定めております。

次の第5章は第32条から第39条までにおいて藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護審査会について定めております。第32条において諮問に応じて調査審議するため、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護審査会を設置することとしております。この審査会の組織、調査権限、調査審議の手続につきましては、先ほどの情報公開条例において設置することとした情報公開審査会とほぼ同様に規定しております。

次の第6章の補則では第40条から第42条までにおいて他の制度との調整等、運用状況の公表、規則への委任について規定しております。

次の第7章では第43条から第46条までにおいて、この条例に違反した場合の罰則について規定しております。罰則の内容につきましては第43条から第45条までの刑罰は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、藤井寺市及び柏原市の個人情報保護条例と同内容としております。また第46条の

行政罰であります過料につきましても、藤井寺市及び柏原市の個人情報保護条例と同内容としております。
なお附則によりまして、この条例の施行日を平成29年12月1日から施行することとしております。
以上がこの条例の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○教育長

課長代理、どうもありがとうございました。今、両条例案の内容についてご説明いただきました。これについては藤井寺市の条例、また柏原市の条例を基に作成されたということでございます。全体を通して何かご質問ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○教育委員

以前から組合の理事会等で議論になっていた異物混入ですが、年間の異物混入の実態をペーパーにして理事会で皆さんにご覧いただいて、その後あまりその情報が一人歩きしてもということで回収しました。何名かの校長先生が校長の責任で持っておきたいということで、それも許可しましたが、そういった何時何処の小学校、あるいは中学校で、これこれの異物混入がありましたという情報は、当然ここでいう職務上作成し取得した文書にあたりますので、その文書を公開してくださいと言われれば公開することになるのでしょうか。

○教育長

どうですか。はいどうぞ。

○給食課長

基本的にはこの条例を定める以前、要するに今の状況ですが情報公開というのが法律で定められていますので、おそらく今のご質問された例えば異物混入という件で法に基づく情報公開が請求された場合には、一定の公開をせざるを得ないかと考えます。ただ、その中身的にどこまで公開できるかというものについては内容を精査した上でというかたちになると思います。条例化をいたしましたら公開の内容について、全部公開する以外についてはここに定める組合に設置されます審査会で審査をいただいて、その公開内容は決まっております。ですので、どこまで公開するかという問題が出てくるかと思いますが、行政として情報を持っている場合には公開が原則となっておりますので、公開というかたちになると思います。

○教育委員

正当な利益を害するようなおそれがある場合、要するに、業者さんから入ったのではないかという場合は、その業者名を出すのか出さないのか。あるいは、これはどう見ても学校で押しピンが入っていたなど

子どもが入れたのではないかというのがあった時には、学校名を明らかにするのかもしれないのかということ
は、この審査会で議論されるのですか。

○給食課長

はい、まずは組合教育委員会の内部で検討するかたちになると思います。それが、今おっしゃったように、誰かの利益や権利に影響を与えるということがないということであれば公開となります。それが問題ありということで、部分的非開示での公開という場合については審査会を開かなければいけませんので、その中での審査というかたちになります。

○教育委員

非常に難しいですね。業者で入ったのではなかろうかと確実に思われるようなもので、それは業者が悪いから公開すべきだという意見もありましようけど、それを公開されることによってその取引業者が次から止めるということもあり得るでしょう。現時点ではそういうことはないですが、今後可能性は十分ありますね。

○給食課長

そのへんは慎重に検討をして内容の公開を判断する必要があると考えております。

○教育委員

分かりました。

○教育長

ありがとうございます。今、教育委員からご意見がありましたが、異物混入に関する文書についても基本的にはこの対象になるという判断ということで、私もそういうことであると思います。この件でも、他の件でもよろしいでしょうか。

現在、両条例とも両市で運用されているということでございます。内容的には現実的なことも踏まえてのことだと思しますので、特になければこれでご了承いただけるということで、よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、了解ということです。

○給食課長

この条例案については、11月の組合議会で諮らせていただきます。組合議会で両条例についてご可決いただきましたら次の組合教育委員会会議を予定しております11月28日第3回教育委員会会議におきまして、この条例に係る組合教育委員会所管の規則の一部改正、規程の新たな制定につきましてご審議ご決定をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

では次回、これが議会で承認されれば、11月28日のこの教育委員会会議において、関連する規則改正や規程の制定ということですね。

それでは続いて会議次第の(2)「その他」に進めさせていただきます。

一点目の「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」、ご意見を賜りたいと思います。資料3をご用意いただいておりますのでご覧ください。ご承知のとおりこの報告は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただいて、次回11月28日の教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということとさせていただきます。そして2月の組合議会で報告させていただくという予定になっております。それでは資料3の3ページをご覧ください。(2)に「平成28年度施策一覧」というかたちで示されております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明いただいておりますのでご意見をいただきたいと思っております。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○給食課長代理

「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書(案)」につきまして、ご説明させていただきます。

先ほど教育長からもご説明がございましたが、この藤井寺市柏原市学校給食組合に教育委員会が設置されたことに伴いまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書をまとめ議会に提出するとともに公表することが定められています。そのため平成28年度を対象年度とする「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)」を作成しまして、お手元の資料3として添付させていただいております。点検・評価の項目の設定といたしましては学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容とさせていただきます。概略の説明となりますが内容等につきましてご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。なおご意見いただきましたところは反映させていただき、前回の教育委員会会議でご承認いただきました眞木准教授・評価委員にご意見をいただきまして、次回、11月開催予定の教育委員会会議で点検・評価結果のご報告をいただくことを予定しております。それではご説明させていただきます。

1ページ目に点検評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2ページには「教育委員会の

活動内容」として、「教育委員名簿」と「教育委員会会議の開催状況」を記載しております。次の3ページから4ページにつきましては先ほどもお話がありましたが、2. 「点検・評価の方法」として、(1) 「対象施策の考え方」、(2) 「平成28年度施策一覧」、この施策につきましては先程も申し上げましたが、学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容とさせていただきます。(3) 「実施方法」、この項目の最後のところに施策ごとに成果指標を設け目指すべき成果を明確にしていると記載しておりますが、今回は数値よりも実態に合わせた表現とさせていただきます。(4) 「学識経験者の知見の活用」を記載しております。学識経験者には先程も申し上げました、平成29年第1回定例教育委員会会議において承認されました園田学園女子大学短期大学部准教授の眞木優子先生にお願いするものです。(2) 「平成28年度施策一覧」に記載しております施策ごとの点検評価シートを次の5ページ以降につけております。

5ページから説明させていただきます。3. 平成28年度の施策の点検評価、節名称(1) 「安心安全で衛生的な学校給食」、主要施策1) 「施設・設備の老朽化の対応」、施策名1 「機械機器の整備」ですが、平成28年度実績といたしまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の改修、買替、修繕を実施いたしました。点検及び評価といたしまして、そのことにより喫緊の課題でありました衛生的な食缶の消毒保管の確保や刃こぼれによる異物混入を未然に防ぐことができました。またこれらの改修・買替については学校の長期休暇中に実施したため、給食は支障なく提供できています。しかし、まだ耐久年数を超える厨房機器も存在しますので、今後は更新計画を策定するとともに状況を的確に把握して買い替えをする必要があると考えます。

次に6ページの施策名2 「施設設備の整備」ですが、平成28年度実績といたしまして、年次計画等に基づきまして高架水槽とガス管の取替補修を実施いたしました。点検及び評価といたしまして、そのことにより水道水の安全確保とガス漏れの危険性が排除されました。平成28年度に予定されていましたが施設設備の補修については完了しましたが施設が老朽化しているため将来を展望した施設改修計画が必要であり、耐震問題についても補強か建て替えかも含めて今後検討していく必要があると考えます。

次の7ページの主要施策2) 「学校給食の危機管理」、施策名1 「緊急事態発生時の対策」ですが、平成28年度実績といたしまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおりますが、万が一の食中毒事故発生時の組合教育委員会の対応等を記載した「学校給食の危機管理」マニュアルを定めております。未然防止策として、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価といたしまして、平成28年度の保健所の衛生監視では適切な処理ができているという監視結果を得ています。また、食中毒の発生はございませんでした。

次に8ページの施策名2 「異物混入時の対応」ですが、平成28年度実績といたしまして、この教育委員会会議等で協議していただき作成しました「学校給食における異物混入対応マニュアル」に基づき対応するとともに異物混入等事故記録を作成いたしました。該当校と該当市教委に報告をしております。なお、

喫食中止に至る事案はありませんでした。点検及び評価といたしまして、給食センターで混入したと考えられるものについては、今後複数人によるチェック体制等をより徹底する必要があると考えます。

次に9ページの主要施策3)「学校給食の衛生管理」、施策名1「調理従事者の衛生管理の研修」ですが、平成28年度実績といたしまして、毎月末に1回、全員研修を行い注意事項等の啓発を行っており、夏期休業期間中の衛生研修では時間をかけて器具を用いた手洗いの実践指導を行いました。点検及び評価といたしまして、研修をすることにより意識の向上を図り、安心安全な給食が実施できました。今後も手洗い等の基本的な研修等を行っていく必要があります。

次に10ページの施策名2「学校での衛生管理の情報交換」では、平成28年度実績といたしまして、小学校、中学校別に指導助言者である両市各代表の学校長、各学校の給食主任、組合教育委員会の事務局員と栄養士で構成される給食主任会を年に各5回ずつ行い、情報交換を実施いたしました。点検及び評価といたしまして、給食センターや各学校と情報を交換することにより各学校の良い取り組み等を知ることができました。

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」については以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」に関する事業ということで、今ご説明をいただきました。施設設備の問題から危機管理の問題、衛生管理の説明をしていただきましたが、何か実績や点検評価等で不明な点やご質問等があればよろしく申し上げます。

○教育委員

内容の問題ではないですが、評価等のところにある黒丸と白丸は、どういう使い分けをされているのですか。

○給食課長代理

作った項目ごとで分かるようにしています。

○教育長

並列的なものなら、すべて黒丸でも構わないことですね。黒丸の下の白丸というのは、黒丸に関わった補足説明や関連性のこととか、そういう意味合いがあれば、一文字ずらすとか、そういう表現の仕方とかもあるかと思いますが。

○教育委員

ページごとというか項目ごとに改行とか丸の付け方が異なるので、同じような形式にしていいただいたら

と思います。

○給食課長

はい、そうさせていただきます。

○教育長

丸数字で書いているところがあったりするので、そのへんは統一した方が分かりやすいということをお願いします。

他はよろしいですか。それでは次の節名称の説明をよろしく願いいたします。

○給食課長代理

先ほどの続きの11ページからご説明をさせていただきます。

11ページの節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」、主要施策1)「食育の取組み」、施策名1「食に関する研修の充実」では、平成28年度実績といたしまして、まず保護者との連携ではPTAの給食試食会時に、食についての研修を行っております。表には平成28年度に実施した学校数を記載しております。学校との連携といたしまして、児童の給食センター見学時に栄養士による食育を実施しております。表には給食センターに見学に来た学校数を記載しております。また、小・中学校それぞれの給食主任会においては、各学校の食育の取組みについての情報交換を行いました。PTA給食試食会と児童の給食センター見学のそれぞれの詳細につきましては、19ページに記載しておりますのでそちらをご覧ください。そこに実施日や学校名などの記入した詳細を載せております。先ほどの11ページに戻っていただきまして、点検及び評価といたしまして、PTAの試食会では給食によりいっそう関心を持ってもらうことができ、家庭での食事の重要性について改めて考える機会となっています。給食主任会では他校の取組み等を知ることにより、自校の食育をより充実したものにしておくことができます。

次に12ページの施策名2「学校給食の年間指導目標」では、平成28年度実績といたしまして、食に関する指導計画を作成し学校からの申し込みを受けました。小学校では栄養教諭の「食に関する指導」計画をもとに、食に関する指導を実施しました。中学校では献立コンテストを実施し、応募された献立から一部を給食の献立として採用しました。点検及び評価といたしまして、学校によって実施にばらつきはありますが、多くの学校で食に関する指導を行うことができました。中学校は6校が参加し、1,847献立が集まり、その中から栄養のバランス、実際に給食として提供できる内容か、どのような考えで献立を作成したかなどを栄養士が総合的に判断して、22献立を給食の献立として取り入れました。今後も食に関する指導は行っていきます。

次の13ページの施策名3「献立の年間計画」では、平成28年度実績といたしまして、献立のねらい等を記載した「献立の年間計画(案)」を策定し、給食主任会で承認を得て実施しております。また毎年

4校をピックアップして残菜調査を実施しております。点検及び評価といたしまして、日本の郷土料理や世界の料理では、馴染みのない食材などが食べられると好評です。中学生から応募を募った献立コンテストも好評でした。今後も「献立の年間計画」を策定し、それに基づいた献立を作成していきます。また残菜調査については、残菜調査対象校では調査の結果に基づいて残菜を減らす取り組みなどの食育が行われています。給食センターでは結果を考慮して献立の味付けや分量が適正な物になるように、献立の原案を作成しております。

次に14ページの主要施策2)「アレルギーの対応」、施策名1「アレルギー対応についての対応」ですが、平成28年度実績といたしまして、平成27年3月の文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に則った対応として、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供するため、安全性を最優先とします。また学校給食会理事会の申し合わせ事項により、給食から原因食品を除去する場合に留意することを(1)から(7)に挙げており、それに基づいて対応をしています。点検及び評価といたしまして、現状の給食センターの施設では除去食や代替食を作る対応ができません。安全性確保のためには原因食品の完全除去対応が望ましいですが、こちらの給食センターでは個人個人のアレルギーの程度に応じて、例えば卵アレルギーの児童生徒であってオムレツは食べられないけれどもハンバーグのつなぎは食べられるという児童生徒にはハンバーグは提供しています。しかし完全除去対応いたしますと、このハンバーグが提供できなくなります。そうすると、今まで食べていた献立が食べることが出来なくなり保護者の理解が得にくくなる場合もありますので、今後、研究・検討が必要になります。

次の15ページの施策名2「児童・生徒との細やかな指導と情報提供」ですが、平成28年度実績といたしまして、アレルギーのある児童生徒に関しては学校からの要請により、保護者、学校の管理者として校長か教頭、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士による個別のアレルギー相談を各学校で実施しております。その面談の結果、必要な児童生徒には詳しい食品成分を記載したアレルギー用献立表を電子媒体で学校に送信し、学校から該当する児童生徒の保護者にも送付しております。相談件数とアレルギー用献立表送付人数はそちらに表にしております。点検及び評価といたしまして、保護者からは詳しい食品成分を記載したアレルギー献立表により、安心して給食を食べることができていると評価されています。ただ年々アレルギーの原因物資が増えており、今後の対応については更なる検討が必要になります。

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」については以上でございます。よろしくお願ひします。

○教育長

ありがとうございました。(2)の部分をご説明いただきました。給食センターとして実施している一つの最大限の取り組みということになるかと思いますが、何かご質問等ございますか。

○教育委員

14ページの「アレルギー対応についての対応」という言葉ですが、「対応」が2回重なっており、一つでいいのではないですか。

○教育長

一番上の施策名のところでですね。

○給食課長

これは3ページのところにあります「28年度施策一覧」が点検・評価する基になっているんですが、左から(2)、2)の1で「アレルギー対応についての対応」という記述になっています。「施策一覧」が教育大綱に記載された内容をそのままスライドしているかたちになっており、「アレルギー対応」についての「対応」という意味でございます。

○教育委員

「アレルギー対応」というのが固有名詞なのですね。2)で「アレルギー対応」というのがあって、それについての「対応」ということですか。

○給食課長

読むと違和感がありますがそうになっています。

○教育長

教育大綱上の表現がこうなっているので、それに基づいてということですね。今後は大綱も含めて検討するというので、これについてはこれでよろしいですか。

○教育委員

はい、分かりました。

○教育長

後ろの「対応」は、「本センターにおける対応」というふうに捉えたらいいですね。そのように共通理解をしていただくということで、よろしく申し上げます。

その他、よろしいですか。それでは(3)をお願いします。

○給食課長代理

それでは先ほどの続きで、16ページの節名称(3)「学校給食費の滞納問題」、主要施策1)「滞納給食費の対応と対策」、施策名1「滞納保護者との対応」ですが、平成28年度実績といたしまして、学校で徴取できなかった給食費が「学校給食費滞納整理事務実施要項」に基づき学校給食会に移管されました。移管による滞納繰越金は記載しております表のとおりです。また平成29年度の新入生の保護者への入学説明会では「学校給食の概要」及び給食費についてのリーフレットを配布して、給食費を滞納しないよう理解と協力をお願いいたしました。点検及び評価といたしまして、昨年8月に台帳を再整備し適正な債権管理ができるようになりました。

次の17ページの施策名2「滞納給食費の回収と対策」ですが、平成28年度実績といたしまして、組合教育委員会としましては各学校から提出された書類を児童・生徒ごとに整理していき、催告及び再催告書を92名の保護者に延べ317件送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう取り組みいたしました。点検及び評価といたしまして、現在、給食費は私会計で処理しておりますが、各市町村の全国的な動向からも公会計により給食費を公金として取扱ったうえで滞納対策について取り組む必要があり、組合管理者、副管理者、両市教委を含む関係団体等と協議をして給食費の公会計化の検討を進めなければならないと考えております。

次に18ページの施策名3「訴訟裁判に向けての対応」ですが、平成28年度実績といたしまして、学校給食会理事会において、平成29年度に支払督促申立申請により、訴訟・裁判を見据えて法的措置を講ずることで滞納給食費を回収し、また給食費滞納の抑制を図るとの方針が決定され、前回の教育委員会会議において承認していただきました。訴訟等については専門的な知識が必要なことから、訴訟に係る弁護士費用を平成29年度の予算に計上いたしました。点検及び評価といたしまして、簡易裁判所に対する支払督促申立申請は全滞納者を対象とすることが決定されていますが、実施面での具体の検討と整理が必要と考えており、この後の「その他」の「学校給食費の滞納対策について」でご説明させていただきます。

節名称(3)「学校給食費の滞納問題」については以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

平成28年度に滞納問題について、この教育委員会でも色々と議論させていただきましたが、そういうことも踏まえて記載いただいております。また次の「その他」の項目の会議次第(2)の最後のところの「学校給食費の滞納対策について」にも関連した内容の説明があると思いますが、28年度の実施状況ということでご説明いただいたところです。

何か不明な点等やご質問ございましたら、よろしく願いします。

それではよろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ここも白丸ばかりの表現になっておりますので、この印を全体に統一していただければと思います。

○教育委員

それと行送りの頭出しのところで、前の方は結構見やすくなっておりますね。

○給食課長

一文字開けていますね。統一させていただきます。ありがとうございます。

○教育長

ありがとうございます。修正を加えたものを基に、次回11月28日の教育委員会会議において、眞木優子先生のご意見をいただくということで進めさせていただきます。

それでは最後の案件「学校給食費の滞納対策について」の現状報告等をさせていただきます。この件につきましては前回の教育委員会会議録の17ページにもございますが、前回の教育委員会会議で報告させていただいたところです。その後、今年度の4月以降、事務局で弁護士と協議を重ねていただき具体的な法的処置の対応ということについて、一定の方向性を事務局として考えさせていただきました。そういったことも含めて、この問題についての説明をよろしく願いいたします。

○給食課長

私から、「その他」の「学校給食費の滞納対策について」ということで、説明をさせていただきます。

今、教育長よりありましたように、この内容につきましては平成28年度の学校給食会、また29年2月の教育委員会会議でご説明をさせていただき、ご承認をいただいているものでございます。中身としましては、29年度に一步進めるために法的措置というかたちで実施するというところでございました。そして、進めるにおいては、法的措置の対象者として全滞納者を対象とするということでご説明させていただき、ご承認をいただきました。4月以降、具体的にかつ実務的にこの問題について、藤井寺市の顧問弁護士、それから両市教委の担当課も入っていただいて検討を重ねさせていただきました。

最初にご説明させていただきましたように、学校給食会の取り組みでありますので私会計の取り組みになりますが、この法的措置につきましては、両市からご負担いただく公費をもって取り組むものでございます。予算の内訳ですけれども、専門的な知識が訴訟には必要ということですので、弁護士への委任契約の費用、及び法的措置を執るに於いての印紙代や郵送料など諸経費を含めまして504,000円が予算

化されております。

法的措置の実施におきましては、全滞納者を対象とするというご承認をいただいておりますが、今一步議論を重ねました結果、生活保護及び就学援助を現在受けておられる方については、その社会的・経済的な状況に配慮が必要であり、29年度は留保するということにさせていただきたいと考えております。

また、時効債権につきましては件数も多く金額も大きいものの、顧問弁護士と協議をさせていただくなかで、時効債権の回収は困難であり可能性としては低いということから、公金で実施するうえにおいては行政として一定配慮が必要であり、時効債権を対象にすることにつきましては、今年度においては留保させていただきたいと考えております。時効債権を放棄するというのではなく、今年度の取り組みとしては、まずは法的措置に一步踏み出すということにさせていただきたいと考えているものでございます。

法的措置の実施者についてですが、先の教育委員会会議ではご説明をさせていただいておりますが、学校給食会の理事会では最終的に教育長名で行うということでしたが、法的措置を実施すべき正当な債権者について、再度、顧問弁護士とも協議をさせていただきました。学校給食を適正に運営するのは学校給食法の趣旨からも組合の場合は管理者が責任を持って学校給食を安全安心に提供しなければなりません。保護者からいただいている学校給食費で食材を購入し、それを組合で調理して提供しておりますが、その調理すべき食材が滞納等によって十分に調達できなくなるということは、ひいては学校給食の適正で継続的な運営に支障を来すこととなりますので、この責務を有する組合管理者が債権者として妥当であることから、教育長名での法的措置という方針から組合管理者、いわゆる藤井寺市長による法的措置の実施ということで考えさせていただきました。

なお、同席していただいている組合の総務課が管理者の実施機関になっており、弁護士との委任契約の担当課となりますが、法的措置につきましては組合教育委員会事務局給食課が学校給食会とともに進めさせていただいております。実務につきましても組合教育委員会事務局給食課で進めさせていただきます。

以上二点、法的措置の実施者としては組合管理者、市長にお願いしたいということ、また法的措置の対象とする方については全滞納者から、現在、生活保護、就学援助を受けておられる方、及び時効となっている方を除き、29年度にまずは一步、法的措置による取り組みを実施したいと考えております。時効債権については、引き続き内部で検討し、または学校給食会でも議論いただきながら進めていきたいと考えております。

以上が、先の教育委員会会議でご承認いただいた内容等の一部変更でございます。

○教育長

今、課長から4月から現実的に弁護士等と協議しながら、それから公費による執行という公の対応というようなことを踏まえて、とにかく一步、法的措置に向けて進めるということを第一に考えて、様々な視点から一つ方向を提案いただきました。私もこの間、このことについては共に考えてきたわけでございますが、先ほどの説明の中でも整理をしていただきましたが、弁護士と公費の使用にあたっての契約の主体

者ということについては、いわゆる市長と同じような立場である管理者というのが適切であろうということで、裁判についても管理者名で行う。それから、やはり公費を使用する以上、回収という行政上の効果ということも全く除外して考えられないとなれば、時効債権者についてはなかなか難しいという弁護士さんのご意見があるということと、一方では行政で生活保護、就学援助をしている方に対して法的措置を講じるというのは配慮が必要ではないかということで、決してこれは公平の原則を破るということではなく、債権放棄をすることではないと、そういうことを踏まえた上で留保ということがございましたが、対象になる時点がくれば当然対象にするというご説明であったと思います。このへんの考え方でありますとか、様々な関連したことで何かご意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

ご了解いただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは今の考え方で今後は管理者、また副管理者に対して説明をさせていただき、ご了解いただければ事務を進めていくということにしたいと思います。

それでは課長、次をお願いします。

○給食課長

ありがとうございました。それでは二点目の、学校給食費滞納保護者の対する取り組みということで、前年度の28年度、点検評価のところでもご説明させていただきましたとおり、滞納給食費についてはまずは回収の努力をするということで、組合教育委員会に移管されました滞納給食費債権について、今年度からお家にも訪問しながら、できるだけ行政の取り組みとして、法的措置に訴えることなく、訪問もしくは電話というかたちでお支払いただくということが決められておまして、4月以降はその準備をさせていただきました。実際には日々給食がありますと訪問ができないため、実際の訪問は夏休みに入りまして給食がなくなってからということで進めさせていただきました。8月1日から3日にかけて、法的措置の対象になり得る方のお家に我々組合教育委員会事務局の職員で行かせていただきました。件数としましては27件になります。これには他市への転出世帯、たまたま近かったのですが羽曳野市へ転出された方が1件含まれております。

この3日間及び、それ以降随時訪問させていただきましたが、まずはその3日間の訪問時にご返済いただいた件数が2件、訪問後に返済していただいた件数が2件、うち1件は完納で1件は分納というかたちになります。ちなみに訪問時に返済していただいた2件というのは、少額であったということもあると思いますが完納となっております。また、訪問時に誓約書をその場でお書きになり、分割返済を誓約された

方が2件ありました。その場での返済や誓約書はありませんでしたが、返済の意思を示された方が3件、後日誓約書の提出により分割返済するとの意思を示した件数が2件、その場でなく後日誓約書を出された方が1件、意思を示された方が2件、うち実際に誓約書を出された方がそのうちの1件ということです。不在等により保護者とコンタクトが取れていない件数が6件となっています。その方々に対してはお家が確認できていますので、書類はポストに投函はさせていただきました。6件のうち1件は、お家は分かっていますが、ポストがないという状況が1件ありました。保護者ご本人はご不在でしたが在宅していた方は未成年の方が多く、内容をお話せずに文書に封をして保護者の方に渡していただくように依頼した件数が9件あります。理由があつて返済拒否という件数が1件ございました。その1件については今後対応を検討する必要があると考えております。

このようなかたちで訪問させていただき、取り組みとして一定成果があつたと考えております。訪問により返済していただいたり、誓約書を出していただいて実際に返済が始まれば、法的措置の対象から外させていただくということで、法的措置の件数については非常に流動的ですが、法的措置を実施する時期までにご対応いただけなかった方については法的措置の対象となります。ただし、誓約書を出していただいても実際にご返済をいただかない場合については、返済の意思がないものとして法的措置を実施したいと考えております。ご承認いただきまして、管理者、副管理者への説明、了解をいただきまして、弁護士との契約に至る前後から最終的な通知である通告、再通告を実施させていただいて、できるだけ早く事務を進め、29年度中には法的措置を実施したいと考えております。今後の滞納状況や法的措置の状況も見ながら、30年度以降の法的措置の取り組みを検討させていただいて、ご報告・ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長

ありがとうございました。関連ということで、家庭訪問等の実績についてもご説明がございました。何かこの件でご質問等ございますか。よろしいでしょうか。あくまでも法的措置が目的ということではないというのは当初からの考え方でございますが、円滑に支払っていただくということが当然ということで、あるべき姿を求めていくということでこれからも対応していきたいと思ひます。

以上、予定していた案件はこれで終わることになりますが、全体的なことでご発言がありましたらお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。はい。

○教育委員

滞納問題は以前からありましたが、たまたま8月3日に河内長野に出張をした帰りに、自転車に乗ってまわっておられるのを見ました。訪問による成果が一定あつたというように、訪問したことで返済していただけるということがあるなら、その取り組みを継続したうえで、返済しない方には法的措置を実施する流れが適切であると思ひます。先ほど多田教育長からもありましたように、2年越しの懸案でありました

ので、一步でも前に進められることは好ましいことであり是非とも進めていただきたい。

先ほど、今回は留保ということになった生活保護及び就学援助を現在受けておられる方については、所管の部署とどのように連携をとるのか。また、点検評価にもありましたように児童手当からの徴収について検討していただきたい。できれば児童手当からの徴収、小学校の食に関する指導の充実など、数字で表わすことが可能な事業等については、そのようにしていただきたい。今年度は点検評価の初年度であるが、今後は数値で表せるものは数値目標を立てた方が、何を目標しているのかが外部からもわかりやすいと思います。

○教育長

ありがとうございました。そういうことで検討していくということで対応したいと思います。それではよろしいでしょうか。

ご協力いただきまして、円滑な審議をさせていただき、会議を進めることができました。どうもありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時35分